

関係都道府県総務部長
(市町村担当課扱い)

関係指定都市財政局長
(財政課扱い)

殿

総務省自治財政局財務調査課長

過疎対策事業債における地方創生特別分の取扱いについて（通知）

過疎地域において、地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により魅力ある就業の機会が創出されるよう、過疎対策事業債（ハード分）に地方創生特別分を創設することとし、下記のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、下記の事項を御了知の上、貴都道府県内の関係市町村に対しても、その趣旨を十分お伝えいただくようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 基本的な考え方について

過疎対策事業債については、従前より、地方債計画の計上額の範囲内において、同意等予定額を定めるものであることとしているが、地方公共団体の所要額の総額が地方債計画の計上額を超え、同意等予定額を定める際に所要額の減額調整が必要となった場合には、地方創生特別分に位置づけられた事業を他の事業に優先して取扱うこととする。

2. 対象事業について

ハード対象事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する以下の事業を地方創生特別分として位置づける。ただし、将来にわたり継続的に雇用が見込まれるものに限る。

- (1) 法人に対する出資、地場産業振興施設、貸工場・貸事務所、観光・レクリエーション施設、農林漁業経営近代化施設、商店街振興施設
- (2) 民間雇用につながる高齢者福祉施設や保育所等の新規整備への補助等

※(1)の事業については、新規整備のほか増改築事業、更新事業を含むが、(2)の事業については、新規整備に係る事業のみが対象。

3. 雇用創出の考え方について

見込まれる雇用創出の精査にあたっては、以下の考え方・事例を参照されたい。

<雇用創出の考え方・事例>

(1) 施設整備に伴う直接的な雇用が見込まれること

例： 地場産品販売施設の整備により、当該施設に従事する従業員〇人を雇用予定。

(2) 法人に対する出資や施設の増改築等により生産性等が向上し、売上高等が増加することに伴い、当該法人や施設における新たな雇用が見込まれること

例： 最先端の集荷貯蔵施設を整備することで農産品の質が向上し、売上高〇〇万円の増加が見込まれる。売上高〇〇万円に対し1人雇用を増加させることとし、〇人の雇用増が見込まれる。

(3) 施設整備等により、その波及効果による雇用創出が見込まれること（産業連関表を用いた分析などによる）

例： ・（産業連関表を用いた場合）

新たな観光施設の整備により、年間〇〇人の観光客が見込まれ、消費額として〇〇万円の増加が見込まれる。この消費額〇〇万円の市内における雇用創出効果を産業連関表を用いて分析すると〇人の雇用を見込むことができる。

・（具体的な雇用が特定できる場合）

貸工場整備により企業を誘致することで、当該企業の事業に必要な原材料の販売元に新たな需要が生まれ、これに対応するための従業員〇人の雇用が見込まれる。

※ いずれも当該過疎地域内における雇用創出に限り、雇用の人数は問わない（正規雇用が望ましいが、パートやアルバイトなどの非正規雇用も可とする）。

4. 適用する期間

平成27年度における同意等予定額に限る。

5. その他

市町村への同意等予定額を定める際にも、上記の趣旨を踏まえた対応をされたい。

【担当】

総務省自治財政局

財務調査課助成係 宮野、松本

TEL：03-5253-5648